



人権久喜

編集・発行：久喜市人権擁護相談所 発行日：平成 25 年 12 月 1 日 No.42

平成二十五年度啓発活動重点目標

「みんなで築こう 人権の世紀」

～考えよう 相手の気持ち 育てよう 思いやりの心～

久喜市では「ともに生き ともに暮らす 共生社会づくり」をキャッチフレーズに、障がい者計画・障がい福祉計画がきめ細かに定められています。

そこで今回は、障がい(者)福祉の内、歩行障がいに係る問題にスポットを当て、関係の皆様方にお集まりいただき、日ごろ困っていることや今後の課題等について語っていただきました。

司会(橋本委員) 私は、本日の司会を務めます、人権擁護委員の橋本久雄です。どうぞよろしくお願

い致します。それでは、最初に、久喜市人権擁護相談所の石田所長からご挨拶を申し上げます。

石田所長 本日は、歩行に支障のある人についての人権というテーマですが、歩行に支障があるという

ことは、歩くこと自体が困難という人、それに視力に障がいがある

って、歩行することが容易ではない

という人の両方を含めてお話をさせていただきますと思います。

司会 続きまして、私も人権擁護委員の活動に関して、日ごろ大変ご支援、ご協力をいただいております。また、地方方法務局久喜支局の内田支局長からご挨拶をお願い致します。

内田支局長 本日の座談会は、歩行に支障がある人の人権について

お話させていただくということですので。



内田支局長

法務省の人権擁護機関では、障がいのある人が地域の中で普通の暮らしができる社会というノーマライゼーションの理念を一層定着

させて、障がいのある人の自立と社会参加をさらに促進するためにさまざまな啓発活動に取り組んで

おります。
司会 久喜市総合振興計画の基本計画に「障がい者福祉の充実」が

障がい者福祉の現状は

うたわれております。そして、計画の理念として「ともに生きともに暮らす 共生社会づくり」をキャッチフレーズとして、障がい者計画および障がい福祉計画がきめ細かになされております。最初に、久喜市障がい者福祉課の矢作さんから、久喜市における障がい者福祉の現状や課題などについて説明をいただきます。

矢作さん 障がい者を取り巻く環境は刻々と変化しており、本年四月には障害者自立支援法に代わり

障害者総合支援法が施行され、新たな展開を迎えようとしています。

◆出席者及び人権擁護相談所員紹介◆

(敬称略・順不同)

- 出席者 (さいたま地方方法務局久喜支局長) 内田 秀明
- 出席者 (久喜身体障害者福祉会) 大迫 和子
- 出席者 (鶴寿荘) 岡田 雅史
- 出席者 清水 俊雄
- 出席者 清水 令子
- 出席者 (久喜市役所障がい者福祉課) 矢作 幸一
- 久喜市人権擁護相談所員 (十六名)

- 久喜地区
- 石田 晴久 榎本 恭子
 - 瀬田 房子 岡野 晴子
 - 大豆生田章 橋本 久雄
- 菖蒲地区
- 原 莊子 石井 敏夫
 - 飯島 照朗
- 栗橋地区
- 佐藤 富江 神田 孝子
 - 板東 恵子
- 鷺宮地区
- 未須 成子 中村喜美子
 - 関根 好夫 諏訪 文晴
- (この座談会は、平成25年8月12日に開催されたものです。)

市内には、平成二十五年三月末日現在、身体障害者手帳をお持ちの方は四、四〇七人で、そのうち視覚に障がいのある方は二六七人、車椅子等を利用されている肢体不自由の方は二、四八〇人となっております。

視覚障がい者の方への外出支援につきましては、障がい福祉サービスとの同行援護があり、また、視覚障がい者の方への移動場所での

案内として、専用の小型送信機をお持ちの場合、送信機の電波を受信して場所等を音声でお知らせする音声案内システムがあります。



矢作さん

続いて、車椅子利用者等で要件に該当する方への支援につきましては、公安委員会が発行する標準に基づく駐車禁止適用除外制度があります。

更に、市では車椅子使用者用駐車施設の適正な利用を推進するため、平成二十三年十月におもいやり駐車制度を導入しました。要件に該当する身体障がい者の方等に対して、駐車場利用証を発行し、おもいやり駐車場の看板のある駐車場に利用証を掲示することにより駐車できる制度です。

この他にも計画に基づき地域社会の中で障がい者が自立して暮らせるまちづくりを目指して多様な施策を推進していますが、障がいの有無に関係なく市民の方々が触れ合う機会を増やしていくことが大切であるかと思えます。

司会 続きまして、久喜身体障害者福祉会の大迫和子さんから、視覚障がい者支援のお話を含めながら、ご自身の体験等も含めてお

話していただきたいと思えます。

視覚障がい者への支援体制

大迫さん 私たちは、一人で歩行する場合、点字ブロックや音声誘導装置は大切な道しるべで、それらをもとに歩くようにしています。が、時々点字ブロックの上に自転車が置いてあったりするので大変危険です。また、途中で失明されてまだ歩行に困難のある方々はなかなか点字ブロックを利用することも難しいので、同行援護を利用する方が多いです。



大迫さん

音声誘導装置ですが、これは便利だと思えます。例えば久喜駅のロータリー近くで送信機を押すと、「こちらは市内循環バスです」とか、「何々行きです」というような案内が流れ、非常に便利になっております。ただし、設置されている箇所が限られていますので、県内だけでも同じ装置のもので作動できるようにしたら良いのではないかと思えます。

司会 続きまして、車椅子利用の

ことに関しまして、清水俊雄さんからお願いいたします。

車椅子利用者への対応

清水俊雄さん 私は、五年前に病気で歩けない状態となりましたが、その後、リハビリ等を続けた結果、徐々に力がついてきて、やっと起き上がれ少しは歩行可能な状態になりましたけれども、まだ車椅子を利用している状況です。



清水俊雄さん

私は、公道を車椅子で走ることはありません。やはり公道を走っている中で、車椅子というのは、あまりショックを与えたり何か体を悪くするというか、やはり平坦な道に行く方がスムーズに行けるわけです。車道と歩道、あるいは歩道がありながら車道を越えてまた歩道に上がるといったところには多少の段差があります。その高さが二センチ、三センチ、普通に見れば、もう本当にバリアフリーの形で、スロープになっていられるのですが、車椅子に乗っているとその二、三センチ

の差が結構、車に振動が来て、腰に衝撃が来るというケースがやはり多々あります。

司会 今歩行の関係で出ましたけれども、鶴寿荘で機能訓練の指導員もなさっております岡田雅史さんから、その現状をお話しいただければと思います。

岡田さん 私の施設では、約八割弱の方が車椅子を使用しています。自分で車椅子を操作できる方はそのうちの半分もいなくて、介助を必要とする人が多いのですが、「自分で出来ることは自分で」をモットーにリハビリとして訓練をして、なるべく手足を使って車椅子をこいでもらっています。



岡田さん

車椅子を利用していると、廊下ですれ違う時に車椅子同士がぶつかってしまうこともあります。その辺りは、うまく廊下をすれ違えるよう職員が声をかけながら移動しています。

司会 たいだいま、それぞれの立場からお話を承りましたが、これまでのお話に対して、何か委員の方からご質問等ございましたらお願いします。

石田所長 大迫さんから、中途失

明の方が、点字ブロックをなかなか利用するのが難しいのだというお話がありました。そういう意味では、ある程度の年齢になられた方が目が不自由になった場合、道路の歩き方などについて市ではどのように対応されているか、また、大迫さんがその中でどのような対応をされているのかをお聞きしたいのですが。

大迫さん 私も中途失明なのですが、私が失明した当時は、市のケースワーカーの人が訪ねてきて、県立リハビリセンターに行って歩行訓練をしませんかと教えてくださったいました。

そのとき、私はまだ子どもが小さく預ける場所もなかったのですが、私は自己訓練で歩けるようになりましたが、今、中途失明の方に聞いてみますと、最近では、本人の意思を尊重し、希望に沿ってケースワーカーが歩行訓練等の相談に応じていると伺っております。

司会 ここで、視覚障がい者の支援につきましてご出席の委員のほうから質問がありましたらお話を聞かせてください。

末須委員 視覚に障がいのある方々の様々な支援のうち、点字ブロックや移動支援、音声誘導装置など、私たちが普段外を歩かしながら、確かに目に触れます。しかし点字ブロックの周辺に自転車や荷物などが置いてあったり、ごみが

いっぱい捨ててあったり、こんなので大丈夫なのかと思うことがたくさんあります。

司会 今、来須委員から音声誘導装置の話が出ましたけれども、市の現状はどんな状況なのかご紹介いただけますか。

矢作さん 音声誘導装置は市役所や、各総合支所、保健センター、中央公民館、ふれあいセンター、久喜、それに駅周辺等の二十三ヶ所に設置されております。

司会 市内に二十三ヶ所の音声誘導装置があり、その端末を持っていると誘導していただけるということですが、これからたくさん増



平成二十五年 度

平和と人権のつどい

えるといいですね。

原委員 清水さんから、点字ブロックが車椅子には腰に衝撃があるというお話がありました。私はテレビでそういった問題について扱ったのを見たことがあります。

その市町村では、点字ブロックを設置するときに、視覚障がい者の方々と身体障がいの方も合同で意見を言ってお互いの利害を調整して立案しているということですが、久喜市ではどうなのでしょう。

矢作さん 市役所から駅へ向かう通りの道路拡幅工事にあたり、身体障害者福祉会の会長や視覚部の部長にご出席をいただき、歩道の段差をどうするか等について協議させていただきました。

司会 今後の計画というのは何かあるのですか。

矢作さん 道路の新設は少なくなっているかと思いますが、施工の場合には身体障害者福祉会や視覚部会の方々にお話をさせていただき、県福祉のまちづくり条例に基づき、どういう敷設にするか相談させていただくことになりました。**司会** 市の施策も大体わかっていますが、ほかに何かありましたらどうぞ。

石田所長 清水さんご夫婦にお聞きしたいのですが、車椅子を使われるようになって、どのような苦労をされたことがありますか。

車椅子利用者の苦労

清水俊雄さん 苦労といいますと、

人混みに出るときは、やはり周りの人が気づいてくれないということ。携帯を見て歩かれる方も結構います。こちらは真つすぐ行っているのに、急に変な方向に行ったり、あるいは駅のホームでちよつと混んでいるときに、ほとんどの方は携帯を見ておられますけれども、そのような方に対してはちよつと危ないなと思います。

清水令子さん 私たちがどこかに出るときには必ず、車椅子の利用ができるか、駐車ができるか、室内



清水令子さん

内はどういう状態になっているか、などを確認してから出るようにしています。その点では都内の方が障がい者に対しての施設は充実していると思えました。久喜の近辺で買い物する場合、大きなお店ができませんでした。トイレの問題などは助かっていますが、これがな

いと買い物も一人ではいけないと思います。**司会** それでは、視覚障がい者支

援あるいは車椅子走行支援という意味では、道路の利用や施設の利用という面で両者に共通した部分もありますので、何かほかにございましたらお願いします。

清水俊雄さん 道路の段差やちよつとした坂道、例えば、下り坂です

が、後ろには動かず、道路が少し斜めになっていると、そつちに流れていつてしまいます。真つすぐに行きたいのに予期せぬところに行つてしまい、かえつて危ないというのも何度か経験しました。**司会** 今、清水さんからそういう話がありました。久喜市の施設でバリアフリー化の進捗状況はどうなのでしょう。

矢作さん 平成七年に埼玉県福祉のまちづくり条例が施行されたことに伴い、障がい者等が円滑に利用できるように建築物、公園等が整備されているところです。

関根委員 同行援護について、時間が月に五十時間と限られていると聞きましたが、その辺りの時間を増やすことはできるのでしょうか。

矢作さん 時間については、市で支給決定基準というものを定めており、それに基づいて時間数の決定をしております。

関根委員 同行援護が月に百七十時間ある自治体もあると伺ったのですが、その辺りの対応はできないのですか。

矢作さん どういう状況で、どういう利用の仕方か、ということをお伺いさせていただきます。そちらにつきましては個別に対応をしていくところです。

大迫さん 今、国ではある程度時間の制限はありますが、あとは市町村の裁量に任せるといふことになつてい

るので、できれば必要に応じて時間を考慮していただければと思います。**司会** 今、歩行支援五十時間というのは一応基準だけでも、ケイス・バイ・ケイスで多少時間の延長、増加が認められると、そういうことですね。

矢作さん 今後、緊急時の対応ですとか、必要不可欠な場合には迅速に対応していきたいと思つております。

市民ができること

大豆生田委員 一般の市民の方で、視覚障がい者や車椅子利用者の方々に対して「何かお手伝いしましょうか」と言う方がいると思いますが、そういう時、実はこういうことをちよつと配慮して欲しいということがありましたら、お



市民まつり会場での啓発活動

願います。

大迫さん 私が視覚を失って三数十年になりますが、当時は誰も声をかけてくれず、逆に「おまえが杖をつけて歩いてるのを、みんなが立ち上がってじっと見ているのを知っているのか」と言われたくらいに、障がい者というのは何かよその人みたいに軽視されていた時代でした。その時代から比べたら、世の中は随分我々に対して好意的に、また非常に歩きやすくなりました。その点では、大変ありがたいがたく思っています。

ただ、突然「危ない」とかと大声をかけられると、自分に言われ

ているのか、何が危険なのかかわからないので、できれば近寄って、肩にちよつと触れて「お手伝いしましょうか」と言っていただけというらしいです。

また、私はボランティアサークルベルの会の方々と学校の福祉授業の一環で視覚障がい者の立場を子どもたちに説明し、理解してもらおうよう努めています。おかげで道で出会う子ども達が「お手伝いしましょうか」と声をかけてくれるようになりました。

清水俊雄さん 公道を車椅子で走ると非常に危ないので、利用する機会が少ないのですが、ショッピングセンターなどの買い物をする中で、過去において車椅子に乗っていると、何か偏見を感じるケースも少なくなかったです。今は電動車椅子を使っていますと逆に子どものほうが、何かおもしろいのが走っているというような形で見られます。

特に声をかけられたわけではないですが、やはり私自身の気の持ちようで受け止め方が変わってくるのではないかと実感しています。

石田所長 岡田さんにお聞きしたのですが、施設内で車椅子を使われている方がいらつしやると思いますが、デイサービスなどで送り迎えされる際に車椅子を使われている方に対しての配慮、注意されているところというのはどんな

ことがあるのでしょうか。

岡田さん うちの施設では、デイサービスでの送迎は車椅子を使っている方が多いので、お宅の玄関のところまで車椅子で迎えに行つて、車椅子に乗ってもらい、車についでいる昇降台・リフトに車椅子を乗せて、車の中で固定して送迎しています。しかし、今の一般の家庭では玄関まで行く中で階段があつたり、坂になつていたり、玄関まで行く道幅が狭かつたりと様々な事情があるので、その家庭の事情に合わせて対応しています。

石田所長 施設内で車椅子同士の事故などはありませんか。

岡田さん 車椅子同士での大きい事故というのはありませんが、ちよつとした廊下でのすれ違いだとか、お互いに角を曲がる際に接触するということはありません。

大豆生田委員 団地など、エレベーターがないところの二階、三階などの利用者はどうするのですか。

岡田さん 今は、介護者側が腰を痛めたり、逆に事故の原因になるというので、だつこという行為は介護の現場では禁止になっています。したがって、団地でエレベーターがない二階、三階の人は、車椅子に乗つたまま、職員二人で担いで移動していました。現在、当デイサービスではエレベーターのない団地等の利用者はいません。

司会 それでは、今までのお話を

人権感覚とモラル

聞いて、人権擁護委員の立場から、これからどんなことを考え、行動していったらいいのかを言っていたきたいと思います。

諏訪委員

私はよくキャストが転がして歩くのですが、道路のバリアフリーと言われているところでも、ほんの一センチ、二センチの段差はあるのです。それでもキャストがバウンドしたりしてしまつて、随分、健常者の考えている常識と、車椅子の皆さんとか、そういう人たちの考えというのは違うのだなというのを再確認しました。

飯島委員

音声誘導装置とか道と歩道との段差の問題は、やっぱり行政が中心になって、どこまでそれを広げていくかで、我々が言っていないかなくてはいけないことなのでしょう。半分はモラルの問題であり、反面では、教育のところから問題を取り上げていっていかなくてはならないのではと思います。

司会

最後に、内田支局長から本日のまとめをお話しいただければと思います。

内田支局長

無関心が横行しているという世の中です。こんな中、もう一度周りを見渡して、お互いがお互いを認め合い、ほんの少し

の思いやりや手助けによって、困っている人を助け、支え合うことができるという認識を一人ひとりが持ち、障がいのあるなしにかかわらず、全ての人が住みやすい社会をつくっていくことが重要だというふうに思います。

司会 ご参会の皆様には大変ありがとうございました。御礼申し上げます。それでは、最後のご挨拶を石田所長が申し上げます。

石田所長 本日は、歩行に支障がある人の人権というテーマで、様々なお話や問題点をお聞かせ願いました。本日のお話を今後の人権啓発活動に活用させていただきます。ありがとうございました。

司会 以上で座談会を閉会とさせていただきます。

人権相談・女性相談（無料）

- 久喜地区 原則毎月10日 13時15分～16時15分
- 菖蒲地区 原則毎月第3水曜日 13時00分～15時00分
- 栗橋地区 原則毎月第3木曜日 13時30分～15時30分
- 鷲宮地区 原則毎月第4月曜日 10時00分～12時00分

問合せ 市役所人権推進課または
各総合支所総務管理課人権推進係

※この冊子は60,000部作成し、一部当たりの単価は3.5円です。